

平成 25 年 5 月 20 日

「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」等の 運用に係る特例措置について（お知らせ）

今般、国土交通省土地・建設産業局長より発出のあった、平成 25 年 4 月 8 日付け国土入企第 1 号「平成 25 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置についての通知を受けて、本市が発注する工事及び委託業務においては、下記のとおり特例措置を講じることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、本特例措置により契約金額の変更がなされた場合には、国土交通省土地・建設産業局長通知「技能労務者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号）の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いいたします。

記

1 措置の内容

平成 25 年度公共工事設計労務単価及び平成 25 年度設計業務委託等技術者単価（新労務単価）の決定に伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事及び委託業務のうち、平成 24 年度公共工事設計労務単価又は平成 24 年度設計業務委託等技術者単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を行います。

2 対象案件

平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行う工事又は業務委託のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。

変更後の契約金額 = 新労務単価で積算された予定価格 × 当初契約の落札率

4 お問い合わせ先

担当 金沢市 都市計画課 設計技術管理室

TEL : 076-220-2353 FAX : 076-222-5119

E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp